

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

第三者委員会は何故監査役の辞任を求めたのか―すてきナイス不正売上事件

2019年5月16日、横浜地検と証券取引等監視委員会は、住宅関連事業を手掛ける東証一部上場のすてきナイスグループ株式会社の強制調査に入り、同年7月25日、金商法違反（有価証券報告書虚偽記載）の疑いで、同社の元会長H氏を逮捕した（2019.7.25日経新聞）。H氏は同年5月20日にすてきの会長および取締役を辞任した。同社は同年5月30日、第三者調査委員会を設置、同年7月25日、調査報告書が公表された。

有報の虚偽記載の内容は、すてきナイスグループ株式会社（以降「すてき」。関連会社を含むグループを指す場合は「ナイスグループ」と称す。）の100%子会社であるN社及びNE社が2015年3月期決算間際にZ社に不動産をまとめて売却した土地やマンション等の売上は、架空売上であったというものであるが、まだ不正が発覚していない2015年4月、すてき及びN社の常勤監査役であったK氏は、NE社がZ社に対してマンション住戸を多数売却していることに会計上の疑義があると感じ、監査報告書作成に当たって、会計監査人の公認会計士に報告・相談している。これに対し、公認会計士は、同年5月頃、監査役室において、K氏及びすてき監査役T氏、N社監査役O氏に対し、「監査委員会報告書27号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い（1977.8.8監査委員会）」のコピーに自らの見解を加えたものを示して、「仮にZ社が関係会社に当たると仮定したとしても、取引に会計上の問題はない」旨の説明を行った。そのため、すてきの監査役は、Z社に対する不動産の売却に関して、それ以上の対応をとることはなかった（調査報告書113ページ）。

ところが、同調査報告書の「再発防止策」には、経営陣の刷新として、「Z社関連案件を主導ないし直接的に関与していたすてき及びN社の取締役、監査役は、ナイスグループの経営から退いてもらう」「十分な法務又は会計の知識を有し、高い倫理観を有した取締役、監査役を登用する」とある。

会計監査人に報告・相談して「問題はない」との回答を得た監査役が、何故、第三者調査委員会は辞任を求めたのだろうか。

今後、訴訟等もありうるだろうし、新たな事実も出てくるだろう。従って、今回の事件簿は、ただ、調査委員会の報告書から私なりに読み解いたものにすぎないことをお断りしておく。

1. 2015年3月期、期末に売り急いだ理由

2015年3月期の業績は、2014年4月1日に実施された消費税率の引き上げの影響等もあり、マンション売上が大幅に落ち込み、2014年10月末、2015年3月期の業績見込みを下方修正を公表した。しかしその修正値の達成も危ぶまれる状態の中で、H氏は2014年12月20日の取締役会で、「今期は業績が厳しいので、期末までの3か月は売上に注力し、それ以外のことはやらなくていい。期末までの3か月の間に、約束した数字ができなければ辞表を出すように」との趣旨のことを述べた。これを受けて、持合い株式の一時売却（2015年4月買い戻している）や、業績好調の関係会社を連結の対象にし、連結子会社以外の会社への出向者の人件費（給与水準の差額負担等）負担を全額出向先に遡って請求する等の対策を打ったがなお足らず、2015年3月末、すてきの100%子会社N社及びNE社が所有していた土地及びマンション等をZ社に売却し、合計約30.7億円の売上、約4.2億円の利益の計上を行った。あきらかに決算対策である。これがなぜ問題になるのか。

（注）持合い株式の買戻し付き売却や出向者人件費の出向先への全額負担化については、会計上、問題がないのか、検証が必要と考える（真田）。

2. 監査委員会報告書27号とは何か

「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い（1977.8.8公認会計士協会 監査委員会）」を指す。

関係会社間の土地・設備等の取引について、売上計上する場合の要件が書かれている。

合理的な経営計画の一環としての取引であること、買戻し条件付き売買又は再売買予約付き売買でないこと、譲受会社において、その資産の取得に合理性があり、その資産の運用につき主体性があると認められること、代金回収条件が明確かつ妥当であり、回収可能な債権であること、引渡しがなされていることまたは所有権移転登記がなされていること等。

従って、Z社が関係会社であるならば、これらの要件が満たされなくてはならない。

3. Z社とは

Z社は、設計会社A社の100%子会社で、宅地建物取引業の免許を取得し、2011年7月以降不動産の中古再生事業を開始している。

このA社は、すてき創業家の2代目H氏が2014年にA社の株式を100%保有したが、A社の株主名簿上は、H氏ではなく、N社の元従業員の名前が記載されている。

2017年3月時点では、Z社の取締役5名のうち、代表取締役を含む3名がN社からの出向者、2名がA社の取締役という構成であった。

Z社の本店事務所の面積はわずか7.4㎡であって、Z社への入退出はN社からの出向者により管理され、経理等の事務作業は、すべてN社の住宅事業本部業務部で行われ、経営の意思決定は全てN社が行った。Z社は実質的にナイスグループが自由にコントロールで

きる、いわゆるペーパーカンパニーである（調査報告書 103 ページ）。

Z 社は、100%子会社A社の 100%子会社、つまりN社の孫会社であり、Z 社との取引は、関係会社との取引に該当する。

4. すてきとN社との関係

N社はすてきの 100%子会社である。2015 年 3 月期のすてきの取締役会は 18 回開催された。すてきの取締役の構成は社内取締役 7 名、社外取締役 1 名。社内取締役全員が、N社その他の事業会社の取締役を兼務している。すてきとN社の取締役会は、原則として両社の取締役及び監査役の参加の下、同一日時、同一場所において、連続して行われる。つまり、すてきの意思決定とN社の意思決定は、実質的に区分されることなく行われた。

すてきの監査役会は、2015 年 3 月期は 5 回開催された。社内監査役 2 名、社外監査役 3 名で、社内の 2 名ともN社の監査役を兼務している。N社の監査役会は社内監査役 4 名で構成され、2015 年 3 月期は少なくとも 2 回開催された。両社の監査役会が同時に一体的に開催されることもあった。

5. 調査委員会が不適切な売上計上とした理由

以下は調査報告書から私がまとめた。

- (1) Z 社は実態的にN社の子（孫）会社である。従って、監査委員会報告書 27 号の対象となる取引であるが、報告書 27 号を持出すまでもなく、会計の基本原則「実現主義」（企業会計原則第二損益原則三 B）によっても以下の理由で経済的実態を伴った売上とはいえない。
- (2) Z 社への売上は、H氏了解、指示の下、決算対策として行われたものであり、経済的実態のないものであった。
- (3) 売却されたマンションは、3 月末売却後も引き続き、N社が一般顧客へ販売活動を行っている。かつZ社に対する所有権移転登記はなされていないばかりか、一般顧客への売却が実現するまでは実態的な所有権はZ社に移転していない。
- (4) Z 社は買取りに必要な資金はN社等を経由してすてきの 100%子会社のNC社から総額 35 億円が融資されている。この融資案件はNC社の取締役会を開催しないまま、2015 年 3 月 18 日の取締役会議事録を作成、Z 社に対する融資枠を 25 億円から 40 億円に増額する旨の決議を行ったこととした。同日、N社の取締役会でNC社に対する融資限度額を 10 億円から 30 億円に拡大する旨の書面決議が提案され、同月 23 日に決議があったものとみなされた。
- (4) 土地についてはZ社への売却時に、N社による買戻しが予定されていた。この買戻しはH氏の了解を得ていた。

6. 執行サイドで疑義を唱えたマンション担当

Z社への売却は、H氏の意を受けたN社の経理担当取締役のS氏らからN社の住宅事業の副本部長兼首都圏マンション担当のN氏らに対し、決算対策として首都圏の完成在庫となっているマンションをZ社に売却するように提案した。N氏はS氏に対して「Z社への不動産の売却は粉飾決算には当たらないのか」と確認したところ、S氏は「1回だけなら大丈夫」と回答、S氏はZ社への販売後も引き続きN社が販売活動を行う旨を説明したため、N氏はZ社への売却に事業上のメリットはないと考え、S氏に対して「(Z社への売却は)嫌です」と言ったところ、S氏は「決定事項です」と述べた。N氏は、これを聞きZ社への売却はH氏の指示であろうと考え、それ以上反対せず、それに従った。(調査報告書 93 ページ)

H氏はナイスグループにおいて圧倒的な影響力を持ち、H氏に対し、意見を述べることも躊躇するような状況だった。

7. 会計監査人の言い分と調査委員会見解

冒頭で述べたように、監査役から、3月末の不動産売却に会計上の疑義があると感じた監査役から会計監査人に相談があった。

また、2015年2月頃、N社の経理担当取締役のS氏から2015年3月期の特有な事情として、3月にZ社に対して不動産をまとめて売却する予定である旨の説明を受けたが、特段の指摘等を行わなかった。

会計監査人は、S氏からZ社の親会社のA社の株主構成について説明を受けておらず、またA社の株主の名簿がH氏とは別の人物の名義になっていたことから、A社の全株式の実質的保有者がH氏であることは知らなかった、と言っている(調査報告書 113 ページ)。

調査委員会は、「とはいうものの、すてきが業績予測の修正を公表したこと、財務制限条項(注)が付された借入金が存在したこと、過去から期末に多額の利益計上をする傾向にあることなどから、期末直前の異常な取引については、より慎重な対応が求められるべきものであったと思料する」と述べている(調査報告書 170 ページ)。

(注) 財務制限事項 財務制限条項とは、金融機関が債務者に対して貸付を行う際につける、条件の一つで、債務者の財務状況が定めた条件を下まわると、債務者は期限の利益を失い、金融機関に対して即座に残金の全額返済を行うことと定められている。すてきの場合、一部の債務に純資産額に関する財務制限条項が付けられていたが発動される状況にはなかった。

8. 監査役に対する調査委員会の見方

調査委員会は、「すてきと会計監査人との間で、一定レベルの信頼関係を前提とした双方のコミュニケーションが存在していたが、一方で、すてきは会計監査人が実施する会計上の重要な判断に必要な情報を提供していなかった事実が散見された」と述べている(調査報告書 174 ページ)。

つまり、Z社の全株式がH氏の所有になっていることを、監査役もS氏も伝えていない

ということなどを指していると推察する（眞田）。

そして、連結範囲の見直しと関連会社の整理の必要性を指摘する。連結売上高は2015年3月現在で2358億円の規模で、持分法会社を含めて81社、内連結38社）それ以外にグループ外ですてきと資本関係はないものの、実質的に支配している会社はA社及びその子会社Z社を始め多数存在する。

9. 調査委員会の再発防止策の提案（調査報告書172ページ）

再発防止策の筆頭に調査委員会は、創業家の強い影響力に支配されていた体制を刷新するとともに、H氏らが退任するまでの間、このような体制を許容してきた経営陣を刷新する、とし、創業家又はこれと密接な関係を有する者は、ナイスグループの経営から退いてもらう。Z社関連案件を主導ないし直接的に関与していたすてき及びN社の取締役、監査役はナイスグループの経営から退いてもらう。十分な法務又は会計の知識を有し、高い倫理観を有した取締役、監査役を登用する。社外役員においても、法務又は会計の知識を有している社外取締役、社外監査役を登用する。

その他、すてきとN社の役職員の兼任体制を見直し、各役職員に適切に権限を分配し、各取締役会は分離独立した形でそれぞれ実施する、イレギュラーな取引については必ず取締役会の報告事項とする、個々の取締役は自らの職務執行について誠実に報告し、他の取締役が積極的に議論へ参画する。

会社の理念「清く、正しく、まじめなナイス」の繰り返しや形式主義（白いシャツ、ゴルフは望ましくないなどが強調されていた）ではなく、具体的にいかなる行動が問題であり、疑問が生じた場合はいかなる対応をとるかといった、コンプライアンスの実践に向けたメッセージを周知させる、などを指摘している。

私のコメント

私は、この調査報告書を最初読んだとき、監査役は、Z社に対する期末の売上に疑問を持ち、会計監査人に相談している。そして、会計監査人は「仮にZ社が関係会社に当たると仮定したとしても、取引に会計上の問題はない」と述べたというのだから、監査役の責任は問われないのではないかと、思ったが、読み進めると、取締役も、監査役も辞めるというではないか。

その理由を考えた。思い当たるのは次の二つ。

第一に、大和銀行事件。ニューヨーク支店での往査には監査法人の会計士も監査に同席し、アメリカ国債の残高確認を行った際、出された残高確認書は、原本ではなくコピーであった（しかも改ざんされたものであった）が、そのコピーそのまま受け入れた（監査上、原本確認は必須）として、株主代表訴訟で責任を追及された。監査役は、会計の専門家である会計士がそのやり方で問題なしとしているのだから、私がそれに従っただけと主張したが、裁判官は「会計監査人の監査の相当性を判断するのが監査役の役割。相当でないな

らそれを指摘しなくてはいけない」旨述べたという。

すてきの事件でも、調査委員会は、いくら会計監査人が問題なしといっても、監査役は、その判断が相当なのか吟味する義務があると考えたのではないだろうか。

つまり、常勤監査役らは、住宅事業本部業務部長なり、経営推進本部長を経験している。その経験の中で、A社やZ社がいかなる会社か、分かっていたのではないか、また、決算対策を行っていた事実も把握していながら、会計監査人には、それらの情報を伝えていないことを問題視したのではないだろうか。「会計監査人が実施する会計上の重要な判断に必要な情報を提供していなかった事実」とはこういうことではないだろうか。

第二は、H氏のナイスグループにおいて圧倒的な影響力を持ち、H氏に対し、意見を述べることに躊躇するような状況であるならば、監査役はこれを是正すべく意見を述べなくてはいけない。N社の住宅事業の副本部長兼首都圏マンション担当のN氏のように疑問を持った役職員の声を拾い上げてやらなくてはならない。ガバナンスについての意見表明は監査役の重要な役割であると言いたかったのではなかろうか。

調査委員会は、再発防止策の中で、「十分な会計知識を有する監査役の登用」を挙げている。これは重要な課題であろうが、必ずしも公認会計士でなければならないということではなく、素直にこの取引の異常性を感じて、これを会計監査人のトップに伝え、場合によってはセカンドオピニオンを求めるなどの対応は公認会計士でなくともできることである。

細かいこと、しかも重要なこと、2015年3月18日の取締役会書面決議の提案に対して、監査役はどういう対応をしたのだろうか。なぜ、NC社に対する融資限度額を10億円から30億円に拡大する必要があるのか、Z社への融資だとすれば、Z社に売却するのに、Z社に融資するという不自然さが分かったと思うのだが、いかがだろうか。